

碧南市の施設におけるミニクレーンゲーム機設置事業者募集要項

下記施設にミニクレーンゲーム機を設置するにあたり、設置事業者を募集します。

設置事業者は、ミニクレーンゲーム機の設置に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付料を収めていただくことになります。

応募者はこの募集要項及び別に示す仕様書をご確認の上、応募してください。

記

1 公募スケジュール

内 容	時 期
募集要項配布開始	令和8年1月30日（金）
申込受付期間	令和8年1月30日（金）～令和8年2月20日（金）
選定の結果通知	令和8年2月下旬
設置準備期間	令和8年3月下旬

2 ミニクレーンゲーム機設置施設の概要

下記のホームページをご覧下さい。

○碧南海浜水族館 (<http://www.city.hekinan.aichi.jp/aquarium/index.html>)

3 行政財産貸付募集物件

施設名	貸付場所	設置面積
碧南海浜水族館	ミュージアムショップ内	ミニクレーンゲーム機3台分の設置場所として0.5m ²

※具体的な場所は別添箇所図をご参考ください。

4 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

5 応募資格要件

次に示す全ての条件に該当する個人または法人であること。

- (1) ミニクレーンゲーム機の設置業務について、おおむね3年以上管理・運営の実績があること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 次に掲げる業種又は事業者に該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する業種
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう）又は暴力団の構成員が関与している事業者

6 申込方法と手続き

- (1) 申込期間
令和8年1月30日（金）から令和8年2月20日（金）まで。
- (2) 申込方法
申込期間中に碧南海浜水族館へご提出ください。
- (3) 提出先
碧南市浜町2番地3 碧南海浜水族館
- (4) 提出書類
 - ア 行政財産貸付料提案書（別紙1）
 - イ 完納証明書（市税の滞納がないことを示す書類）

7 選定方法及び結果通知

- (1) 契約の相手方を決定するにあたっては、貸付料（売上に乘ずる割合）の提示が最も高かった者とします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。
- (2) 設置事業者の選定結果につきましては、令和8年2月下旬に各応募者宛てに書面にて通知申し上げます。また、ホームページにおいても選定結果を公表します。

8 契約方法

設置事業者は、市とミニクレーンゲーム機設置の内容について協議し、行政財産貸付に関する契約を締結します。

9 その他

- (1) 貸付料の支払い方法等は、「碧南海浜水族館設置スペース貸付仕様書」のとおりです。
- (2) 現地説明は行いません。申込期間内に各自で現地確認を行ってください。その際は事前に電話連絡し施設の了承を得てください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) その他詳細については、「碧南海浜水族館ミニクレーンゲーム機設置スペース貸付仕様書」を参照してください。

10 お問合せ先

碧南海浜水族館：担当 手島

碧南市浜町2番地3

電話：0566-48-3761

行政財産貸付料提案書

行政財産貸付料		%
支払い額の割合		

※ ご提示いただくのは設置の売上に乘ずる割合（パーセンテージ）となります。

※ 売上に乗じて算出した支払い金額は消費税を含むものとする。

1 貸付物件

件名	場所	面積
ミニクレーン	海浜水族館	ミニクレーンゲーム機 3 台分の
ゲーム機設置	ミュージアムショップ内	設置場所として 0. 5 m ²

2 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

募集要項の応募資格要件を満たしていることを確認し、上記のとおり提案いたします。

令和 年 月 日

住所又は所在地 〒

商号又は名称

_____ (電話)

代表者氏名

_____ 印

碧南市長 小池 友妃子